〇〇自治会　防犯カメラ設置運用基準（見本）

任意様式

（目的）

第１条 この基準は、○○自治会の区域内に設置される防犯カメラの設置及び運用について、地域における犯罪の抑止を図るとともに、住民等のプライバシー等の保護を図るため必要な事項を定める。

（設置者等）

第２条 防犯カメラの設置者は、〇〇自治会とする。

２ 防犯カメラは、〇〇自治会の区域内に別図のとおり設置する。

３ 防犯カメラの機器構成は別紙のとおりとする。

４ 防犯カメラの管理運用を適切に行うため管理責任者を置き、〇〇自治会 防犯部長をもって充てる。

（管理責任者の責務等）

第３条 管理責任者の責務は，次のとおりとする。

（１）映像データにより知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないこと。

（２）防犯カメラの適正な管理運用のため、防犯カメラ取扱者を指定し，管理責任者及び取扱者以外の者に防犯カメラの操作をさせてはならないこと。

（３）その他映像データの適正な取扱いに努めること。

（カメラ設置の周知方法）

第４条 防犯対象区域には、市民等から見やすい場所に、カメラを設置している旨及び設置者を記した表示板等を設置し、防犯カメラを設置することを周知する。

表示内容：「防犯カメラ作動中 〇〇自治会」

（映像データ等の管理）

第５条 映像データの流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう次の措置を行う。

（１） 映像データの保管期間は、７日間とし、保管期間終了後は自動的に消去されるものとする。

（２） 管理責任者の許可なく、モニター、記録された情報の閲覧、情報の取出し及び外部提供（以下、「モニターの閲覧等」）をしてはならない。

（３） 映像データは撮影時の状態のままで保存することとし、編集、加工してはならない。

（４） 原則として複製、印刷及び持ち出しをしてはならないこととする。

（５） 映像データは記録した媒体を保管する場合は、保管庫に施錠のうえ保管するものとする。また、廃棄する場合は、粉砕、溶解等により確実に廃棄処理を行うものとする。

(モニターの閲覧等の許可)

第６条 次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

（１） 法令等に基づく場合

（２） 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

（３） その他管理責任者が特に必要と認める場合

（苦情等の処理）

第７条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

（その他）

第８条 この基準に定めのない事項については、小平市地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱の内容をふまえ、〇〇自治会で協議して定めるものとする。

防犯カメラの運用（通電）開始日の日付を記載してください。

附　則

この基準は、令和〇年３月１５日から施行する。

別紙

防犯カメラの設置日もしくは運用（通電）開始日の日付を記載してください。

防犯カメラの機器構成は下記のとおりとする。

（１）設置台数５台

（２）設置年月日 令和〇年２月２８日

（３）共架場所 　（所在地、電柱の種類、道路名などを記載）

（４）モニター 有無　（有の場合は、設置形態・設置場所などを記載）

（５）レコーダー 有無　（有の場合は、設置形態・設置場所などを記載）

（６）外部接続 　有無　（有の場合は、接続形態・運用内容などを記載）

（７）映像記録方法・取出し方法　（運用方法などを詳細に記載）

（８）記録の外部提供の方法　（運用方法を詳細に記載）